



発行 東京都

目次

70

条 例

- 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）…三
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…（同）…三
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…（同）…四
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例……………（デジタルサービス局）…四
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…四
- 東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（保健医療局）…五
- 興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例…（同）…五
- 旅館業法施行条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- プール等取締条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例…（環境局）…六
- 火災予防条例の一部を改正する条例……………（東京消防庁）…六
- 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）…二

条例のあらまし

●災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第七六号）

- 一 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五年法律第一四号）の施行による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三一号）の改正等に伴い、規定を整備します。

（例）新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当

↓ 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当

- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第七七号）

- 一 特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第七八号）

- 一 市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第七九号）

- 一 都の執行機関が個人番号を利用することができるとする事務等を追加します。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例 (条例第八〇号)

- 一 特別支援教育の推進を図るため、東京都立八王子南特別支援学校を設置します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第八一号)

- 一 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律 (令和五年法律第五二号) の施行による旅館業法 (昭和二十三年法律第一三八号) の改正に伴い、旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に関する手数料に係る規定を整備します。
- 二 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日の日いづれか遅い日から施行します。

●興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第八二号)

- 一 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律 (令和五年法律第五二号) の施行による興行場法 (昭和二十三年法律第一三七号) の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日の日いづれか遅い日から施行します。

●旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (条例第八三号)

- 一 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律 (令和五年法律第五二号) の施行による旅館業法 (昭和二十三年法律第一三八号) の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日の日いづれか遅い日から施行します。

ずれか遅い日から施行します。

●プール等取締条例の一部を改正する条例 (条例第八四号)

- 一 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律 (令和五年法律第五二号) の施行による公衆浴場法 (昭和二十三年法律第一三九号) の改正を踏まえ、規定を整備します。
- 二 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日の日いづれか遅い日から施行します。

●東京都ぶぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例 (条例第八五号)

- 一 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律 (令和五年法律第五二号) の施行による食品衛生法 (昭和二十二年法律第二三三号) の改正を踏まえ、規定を整備します。
- 二 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日の日いづれか遅い日から施行します。

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例 (条例第八六号)

- 一 脱炭素社会の実現に向けた実効性ある取組の強化を図るため、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度及び地球温暖化対策報告書制度について、所要の改正を行います。
(例) 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度
本制度の義務対象である指定地球温暖化対策事業者に対して、再生可能エネルギー等の使用量の把握及び報告を義務付けます。
- 二 この条例は、令和七年四月一日ほかから施行します。

●火災予防条例の一部を改正する条例 (条例第八七号)

一 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令 (令和五年総務省令第四八号) の施行に伴い、蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準等に係る規定を改めます。

(例) 蓄電池設備の規制単位の見直し

アンペアアワー・セル ↓ キロワット時

二 この条例は、令和六年一月一日ほかから施行します。

●都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例 (条例第八八号)

一 特別区の行政に要する経費の測定単位ごとの単位費用の額を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十六号

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の支給に関する条例 (平成七年東京都条例第七十六号) の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十四条」を「第二十六条の八」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害派遣手当等の支給に

関する条例の規定は、この条例の施行の日前に新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律 (令和五年法律第十四号) による改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成二十四年法律第三十一号) 第十五条第一項に規定する新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合においては、最初に当該新型インフルエンザ等対策本部が設置された日から適用する。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十七号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例 (平成十一年東京都条例第六百六号) の一部を次のように改正する。

第二条の表三十五の三の項イ中「同条第十項」を「同条第十項」に改め、同表四十四の項ト中「第六十七条第一項」を「第六十七条」に改め、同項チ中「省令」の下に「第六十七条の二第一項、」を加え、「法第五十七条第二項」を「省令第七十条の二第二項」に、「法第五十六条第二項の規定」を「場合」に改め、同項リ中「第七十条の二」を「第七十条の二第一項」に改め、同表五十二の項中「受理」の下に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成十四年法律第一百五十一号) 第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものを除く。)」を加え、同表五十三の項イ及び五十八の項ロ中「受理」の下に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものを除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の表四十四の項の改正規定 (同項トに係る部分を除く。) は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整

備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布す

る。

令和五年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十八号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条

例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二十九の六の十の項中「受理」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものを除く。）」を加え、同表二十九の六の十一の項イ及び二十九の六の十六の項口中「受理」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例（平成二十七年東京都条例第百十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中十の項から十四の項までを十一の項から十五の項までとし、九の項の次に次のように加える。

十 知事	東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校における授業料の減免に必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの
------	---

別表第二中四の項から八の項までを五の項から九の項までとし、三の項の次に次のように加える。

四 知事	東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校における授業料の減免に必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報及び住民票関係情報
------	---	------------------

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表五の項中

「同 東久留米特別支援学校 東久留米市野火止二丁目一番十一号」を

「同 東久留米特別支援学校 東久留米市野火止二丁目一番十一号
同 八王子南特別支援学校 八王子市鎌水二丁目八十八番地一」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十一号

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都保健医療局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

別表八の項口中「又は第三条の三第一項」を、「第三条の三第一項又は第三条の四第一項」に改める。

附則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十二号

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「相続」を「譲渡、相続」に改める。

附則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十三号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和三十二年東京都条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

附則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

プール等取締条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十四号

プール等取締条例の一部を改正する条例

プール等取締条例(昭和五十年東京都条例第二十二号)の一部を次のように改正する。
第三条の二第一項中「について」を「が当該経営を譲渡し、又は許可経営者について」に、「又は」を「若しくは」に、「、相続人」を「、当該経営を譲り受けた者又は相続人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のプール等取締条例第三条の二の規定は、この条例の施行の日前にプール等取締条例第三条第一項に規定する経営の許可を受けた者から当該経営の譲渡があった場合における当該経営を譲り受けた者については、適用しない。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八十五号

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例

東京都ふぐの取扱い規制条例(昭和六十一年東京都条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は営業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「、相続人」を「、当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都ふぐの取扱い規制条例第十二条の二の規定は、この条例の施行の日前に東京都ふぐの取扱い規制条例第二条第五号に規定する営業者から当該営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八十六号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五条の七第六号中「所有者」を「規則で定める所有者」に改め、同条第十五号中「各年度」を「年度」に改め、「(第五条の十五第二項の規定により削減義務率が減少した年度については、その減少後の値)」を削る。

第五条の八第二項中「所有している事業者」の下に「(住居の用に供する部分のみを所有するものを除く。以下この条から第五条の九までにおいて同じ。)」を加える。

第五条の九第一項第三号中「所有する」を「所有している」に改める。

第五条の十一第一項中「各削減義務期間」を「削減義務期間」に改め、同項第二号ア中「を超過した量」を削り、同条第四項中「第五条の十三第一項第三号」を「第五条の十三第一項第四号」に改める。

第五条の十二中「各削減計画期間」を「削減計画期間」に改める。

第五条の第十三第一項第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同項第二号中「次号」の下に「又は第四号」を加え、同号ア中「量として」の下に「、当該事業所の特性を勘案して」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第五条の第十第一項第二号に規定する要件（規則で定めるものに限る。以下この号において「本要件」という。）に該当し、同条第三項第二号の規定による指定の取消しを受けた事業所（その該当した年度以降に同条第一項各号（本要件を除く。）に該当した事業所を除く。）であつて、同条第一項の規定により知事に届け出た年度の前年度が属する削減計画期間の次の削減計画期間の終了年度までに特定地球温暖化対策事業所に再度該当した事業所 次に掲げる量のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する量

- ア 前号アに規定する量
- イ 前号イに規定する量

ウ 削減義務期間の終了年度の当該事業所の基準排出量（知事が別に定める期間において次条第一項に規定する状況の変更があつたときは、当該状況の変更に応じた適切な量に変更する方法として規則で定める方法により算定した量）

第五条の第十三第三項第二号中「第一項第二号」の下に「及び第三号」を加え、「同号の」を「これらの号に規定する」に改める。

第五条の十五の見出し中「に係る削減義務率」を削り、同条第二項中「削減義務率」を「超過削減量の上限」に、「地球温暖化の対策の推進の程度に応じ、規則で定める値に減少する」を「第五条の十一第一項第二号アの規定にかかわらず、規則で定める量とする」に改め、同条に次の二項を加える。

- 3 知事は、特定地球温暖化対策事業所が第一項の基準に適合しなくなったことを認めるときは、その認めた日の属する年度の翌年度に、その認定を取り消すものとする。
- 4 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、規則で定めるところにより、その旨を当該特定地球温暖化対策事業所に係る特定地球温暖化対策事業者に通知するものとする。

第五条の二十五の見出し中「温室効果ガス排出量」の下に「等」を加え、同条中「特定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量（一年度のその他ガス排出量をい

う。以下同じ。）」を「次に掲げる量」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 特定温室効果ガス年度排出量
- 二 その他ガス年度排出量（一年度のその他ガス排出量をいう。以下この節において同じ。）
- 三 特定温室効果ガス年度排出量の削減に用いた再生可能エネルギーを交換して得られる電気及び熱の量（規則で定める方法により算定する量をいう。以下この節において同じ。）
- 四 一年度の非化石燃料（化石燃料等（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品をいう。）以外であつて、知事が別に指定する燃料をいう。以下この節において同じ。）の使用量

第六条第六号中「前条」を「前条第一号」に改め、同条第七号中「前条」を「前条第二号」に改め、同条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

- 八 前条第三号の特定温室効果ガス年度排出量の削減に用いた再生可能エネルギーを交換して得られる電気及び熱の量
- 九 前条第四号の一年度の非化石燃料の使用量

第七条第四項中「により行う温室効果ガス排出量」の下に「等」を加える。

第八条の七第一項第一号中「氏名及び住所（法人にあつては、）」を「法人の」に、「所在地」を「所在地」に改め、同項第三号中「都内の」を削り、同項第四号中「法人にあつては、その」を削り、同項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第八条の八第一項第二号中「者の氏名及び住所（法人にあつては、）」を「法人の」に、「所在地」を「所在地」に改める。

第八条の九第一項中「者である」を削り、同項第三号を削り、同項第二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「者」を「とき。」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 第八条の第十三第一項又は第三項に規定する要件を欠くとき。

第八条の九第一項第四号中「者」を「とき。」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「法人で」を削り、「前各号」を「次」に、「もの」を「とき。」に改め、同号に

次のように加える。

ア 第二号に該当する者

イ 第八条の十九第一項の規定により登録を取り消された登録検証機関において、

その処分があった日前三十日以内にその役員であった者であつて、その処分のあつた日から二年を経過しないもの

ウ 検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第二号から第四号まで又はイのいずれかに該当するもの

第八条の九第一項中第六号を第五号とし、第七号を削る。

第八条の十第一項を削り、同条第二項中「並びに検証業務を行う営業所の名称及び所在地」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「前条

第一項第五号から第七号までのいずれか」を「前条第一項第一号又は第五号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条

第三項とする。

第八条の十一第一項中「（第一号の場合にあつては、その事実を知った日）」を削り、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第八条の十三第一項中「都内の」を削る。

第八条の十四中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第八条の十五中「（その者が法人である場合にあつては、その役員）」を「の役員」に改める。

第八条の十七中「都内の」を削る。

第八条の十九第一項第二号中「第八条の九第一項第一号、第三号、」を「第八条の九第一項第二号又は」に改め、「又は第六号のいずれか」を削り、同項第三号中「又は第二項」を削り、同項第五号中「第八条の十四第四項」を「第八条の十四第三項」に改め、同項第七号中「都内の」を削る。

第八条の二十一中「から第三項までのいずれか」を「又は第二項」に改める。

第八条の二十二第二号中「とき」の下に「（第八条の七第一項第三号に掲げる事項に変更があつたときに限る。）」を加える。

第八条の二十三第一項中「すべて」を「全て」に、「当該事業所等」ごとに、規則で定める温室効果ガスに係る前年度の温室効果ガス排出量、地球温暖化の対策の取組状況等を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該事業所等ごとの規則で定める温室効果ガスに係る前年度の温室効果ガス排出量

二 地球温暖化対策指針に定める事業所等におけるエネルギーの使用の削減に係る達成すべき水準及び再生可能エネルギーの利用の拡大に係る達成すべき水準に基づく、当該事業所等ごと又は全ての当該事業所等におけるエネルギーの使用の削減及び再生可能エネルギーの利用の拡大に係る目標

三 前号の目標に係る前年度の達成状況

四 当該事業所等ごと又は全ての当該事業所等における地球温暖化の対策の取組状況

五 その他地球温暖化の対策に関して知事が必要と認める事項

第八条の二十三に次の一項を加える。

4 地球温暖化対策事業者等は、第一項第二号に規定する目標の達成に努めなければならない。

第五十九号第一号の三中「第八号」を「第十号」に改め、同条第一号の七中「都内の」を削る。

第六十三号第二号中「、第八条の十第一項」を削る。

附 則
（施行期日）
1 この条例は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、

第五条の十一第四項並びに第五条の十三第一項及び第三項の改正規定並びに第五条の十五に二項を加える改正規定並びに附則第八項から第十四項までの規定は公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。

（経過措置）
2 施行日の前日において現にこの条例による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「旧条例」という。）第五条の七第九号に規定する特定地球温暖化対策事業所として指定されている事業所であつて、次の各号のいずれかに該当す

る事業所に係る特定地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「新条例」という。）第五条の七第十四号に規定する削減義務率の減少を受けることを知事に申請することができる。

一 令和七年度から始まる削減計画期間において新条例第五条の十五第二項の優良特定地球温暖化対策事業所の認定を受ける事業所

二 旧条例第五条の十五第二項に規定する規則で定める期間が令和七年度以降に引き続く事業所

3 知事が前項の申請を適当と認めるときは、当該申請に係る事業所の削減義務率は、規則で定める期間について、地球温暖化の対策の推進の程度に応じ、規則で定める値に減少する。この場合において、当該事業所については、新条例第五条の十五第二項の規定は、適用しない。

4 前項の規定により削減義務率が減少した事業所にあつては、新条例第五条の七第十五号中「削減義務率」とあるのは、「削減義務率（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（令和五年東京都条例第八十六号）附則第三項の規定により削減義務率が減少した年度については、その減少後の値）」と読み替えるものとする。

5 施行日の前日において現に旧条例第五条の七第八号に規定する指定地球温暖化対策事業所として指定されている事業所において、住居の用に供する部分のみを所有する者は、新条例第五条の八第二項に規定する所有している事業者とみなす。ただし、新条例第五条の九第二項の規定による変更の届出があつたときは、この限りでない。

6 前項ただし書の変更の届出についての新条例第五条の九第二項の規定の適用については、同項中「、その日から三十日以内に、規則」とあるのは「、規則」と、「届け出なければならない」とあるのは「届け出ることができる」と読み替えるものとする。

7 新条例第五条の十一第一項第二号アの規定は、算定の対象となる年度が令和七年度以後である超過削減量について適用し、算定の対象となる年度が令和六年度以前である超過削減量については、なお従前の例による。

8 公布日前にされた旧条例第五条の十三第三項又は第四項の規定による基準排出量の

決定の申請に係る同条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

9 令和二年度から令和五年度までの間に知事が旧条例第五条の十三第一項第二号アに定める量を基準排出量として定めた特定地球温暖化対策事業所であつて、規則で定める事業所について、当該事業所に係る旧条例第五条の十一第一項に規定する特定地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、当該事業所の令和二年度又は旧条例第五条の七第九号の特定地球温暖化対策事業所の要件に該当した年度のいずれか遅い年度以降の基準排出量の変更を知事に申請することができる。

10 知事は、前項の申請を適当と認めるときは、同項に規定する期間の基準排出量を、規則で定める量に変更するものとする。ただし、同項の申請について虚偽があつたときは、当該申請を拒否するものとし、変更後に虚偽があつたことが判明したときも同様とする。

11 知事は、前項の規定により基準排出量を変更し、又は変更しないときは、その旨を規則で定めるところにより、申請者に通知しなければならない。

12 令和五年度までに新条例第五条の十三第一項第三号に該当した特定地球温暖化対策事業所であつて、知事が旧条例第五条の十三第一項第二号に定める量を基準排出量として定めた事業所について、当該事業所に係る旧条例第五条の十一第一項に規定する特定地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、当該事業所の令和二年度又は新条例第五条の十三第一項第三号に該当した年度のいずれか遅い年度以降の基準排出量の変更を知事に申請することができる。

13 知事は、前項の申請を適当と認めるときは、同項に規定する期間の基準排出量を、新条例第五条の十三第一項第三号ウに規定する量に変更するものとする。ただし、前項の申請について虚偽があつたときは、当該申請を拒否するものとし、変更後に虚偽があつたことが判明したときも同様とする。

14 知事は、前項の規定により基準排出量を変更し、又は変更しないときは、その旨を規則で定めるところにより、申請者に通知しなければならない。

15 新条例第八条の七第一項の検証機関登録申請者の役員のうち旧条例第八条の九第一項第二号又は第四号に該当する者があるときは、同項の規定の適用については、なお従前の例による。

16 施行日の前日において現に旧条例第五条の十一第四項に規定する登録検証機関として登録されている個人に対する旧条例第八条の十一及び第八条の十九の規定の適用については、なお従前の例による。

17 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十七号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例(昭和三十七年東京都条例第六十五号)の一部を次のように改正する。
 第十三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「ほか、」の下に「屋内に設ける」を加え、「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が四千八百アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)」を「前項に規定するもののほか、蓄電池設備」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「前号の設備」を「蓄電池設備」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

別表第三 二の項を次のように改める。

気体	特定不燃 以外	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ	据置型 レンジ	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ	十四キロワット以下	一〇〇	一五	一五	一五	注	注	注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
					二十一キロワット以下	一〇〇	一五	一五	一五	注			

蓄電池設備(蓄電池容量が十キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が十キロワット時を超え二十キロワット時以下のもの)であつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和五年消防庁告示第七号)第二に定めるものを除く。以下この条において同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床土又は台土に設けなければならない。

第十三条に次の三項を加える。

4 第一項及び第二項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第三に定めるものを除く。)にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

5 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。)の位置、構造及び管理の基準については、第十一条第一項第五号から第十号まで及び第十一条の二第一項第四号の規定を準用する。

6 キュービクル式の蓄電池設備で、消防総監が当該設備の位置、構造及び管理の状況から判断して、火災予防上支障がないと認めたものにあつては、前三項の規定によらないことができる。

第五十七条第一項第十六号中「蓄電池設備」の下に「(蓄電池容量が二十キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

二 厨房 設備		燃料		燃料
		特定不燃	特定不燃 以外	
右記に分類され ないもの	開放式	木炭を燃料とするもの	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こんろ・グリドル付こんろ	十四キロワット以下
		炭火焼き器	据置型レンジ	二十一キロワット以下
使用温度が摂氏三百度未満のもの	使用温度が摂氏八百度以上のもの	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	八〇
		炭火焼き器	炭火焼き器	八〇
使用温度が摂氏三百度未満のもの	使用温度が摂氏八百度以上のもの	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	八〇
		炭火焼き器	炭火焼き器	八〇

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の火災予防条例(以下「新条例」という。)第十三条第一項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第十三条第一項、第二項又は第五項(第十一条の二第二項第四号を準用する部分に限る。)の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。

3 新条例第十三条第一項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものうち、この条例の施行の際、現に設置されているもの及び施行日から起算して二年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(準備行為)

4 新条例第五十七条第一項第十六号の規定による届出及び当該届出に係る同条第三項に規定する審査は、施行日前においても行うことができる。

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十八号

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例(昭和四十三年東京都条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五十七条の二の六第一項」を「第五十七条の二の七第一項」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第十条関係)

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単位費用
一 議会総務費	人口	一人につき 二六、一八七円
二 民生費	人口	一人につき 一五、〇二八円
1 社会福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 七四、六二六円
2 老人福祉費	被保護者数	一人につき 一八六、二七九円
3 生活保護費	十八歳未満人口	一人につき 一五〇、三六五円
4 児童福祉費	区立保育所入所児童数	一人につき 一、五二八、七五七円
5 国民健康保険事業助成費	私立保育所入所児童数	一人につき 七〇九、五九〇円
6 後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	一人につき 一三、〇五一円
三 衛生費	被保険者数	一人につき 七八、〇四二円
1 衛生費	被保険者数	一人につき 九、七二五円
四 清掃費	人口	一人につき 四五五円
1 清掃総務費	人口	一人につき 五、四〇三円
2 収集作業費	人口	一人につき 一、五〇四円
3 収集車両費	人口	一人につき 三、二九二円
4 処理処分費	人口	一人につき 四五一円
五 経済労働費	人口	一人につき 五八、五七三円
1 生活経済費	事業所数	一箇所につき 二、四八七円
2 産業経済費	事業所数	一人につき 二、四八七円
六 土木費	人口	一人につき 二、四八七円
1 建築公害費	人口	一人につき 二、四八七円

経費の種類	測定単位	単位費用
一 議会総務費	人口	一人につき 三、六三八円
二 投資的経費		
2 都市整備費	人口	一人につき 一、一〇四円
3 道路橋りょう費	道路面積	一平方メートルにつき 六一円
4 公園費	公園面積	一平方メートルにつき 一、五三七円
七 教育費		
1 小学校費	児童数	一人につき 三九、六三一円
	学級数	一学級につき 一、〇六七、〇六〇円
2 中学校費	生徒数	一人につき 一〇八、二五九、九七三円
	学級数	一学級につき 四三、二二五円
3 その他の教育費	学校数	一校につき 一、五八五、一三四円
	幼稚園数	一箇所につき 一一三、五七四、九二九円
八 その他諸費	人口	一人につき 二八、一五六円
1 公債費	元利償還金	一円につき 五三、四一一、五三二円
2 財産費	年度支払額	一円につき 六、四三六円
3 その他行政費	人口	一人につき 一四、三二七円

二 民生費			
1 社会福祉費	人口	一人につき	一、四八六円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	一二、五三四円
3 児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	四三、三一八円
三 衛生費			
1 衛生費	人口	一人につき	九九四円
四 清掃費			
1 収集作業費	人口	一人につき	五六六円
2 処理処分費	人口	一人につき	三、一五二円
五 経済労働費			
1 生活経済費	人口	一人につき	四四八円
六 土木費			
1 建築公害費	人口	一人につき	一、六六三円
2 都市整備費	人口	一人につき	二二四円
3 道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一六三円
4 公園費	人口	一人につき	二、〇六四円
七 教育費			
1 小学校費	学校数	一校につき	一五七、六五〇、二八八円
2 中学校費	学校数	一校につき	一九九、三七二、九四四円
3 その他の教育費			
園児数	児童生徒数	一人につき	一〇、三〇八円
人口		一人につき	二四八、二七三円
		一人につき	五、二九二円

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都及び特別区並びに特

別区相互間の財政調整に関する条例別表の規定は、令和五年度の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整から適用する。

2 (都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年東京都条例第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

